

平成30年度 瑞穂市公民館・体育施設 利用の手引き

1. 施設利用について	P1
2. 申請から利用までの流れ	P2～4
3. 施設管理・運営について	P5
4. 施設の利用にあたっての共通注意事項	P5～6
5. 社会教育施設の利用にあたっての注意事項	P7
6. 社会体育施設の利用にあたっての注意事項	P7
7. 学校体育施設の利用にあたっての注意事項	P7～8
8. 平成30年度施設工事について	P8
9. 平成30年度各小中学校土曜日授業について	P8
10. 使用料の還付について	P9
11. 施設使用料還付請求書	P10
12. 施設使用料還付用の口座振込依頼書兼債権者登録票	P11
13. 委任状	P12
14. 公民館・体育施設・学校体育施設開放期間一覧	P13
15. 施設使用料金一覧	P14～18
16. 公民館施設一覧	P19
17. 社会体育施設一覧	P20
18. 学校開放体育施設一覧	P21～22
19. 利用許可申請書	P23～25
20. 社会教育・体育備品借用申請書	P26
21. 施設利用取消申請書	P27
22. 許可通知書・納入通知書	P28
23. 「家庭の日」（第3日曜日）の体育施設の利用について	P29
24. 瑞穂市教育支援センターの利用について	P30

瑞穂市教育委員会
生涯学習課



瑞穂市公式マスコットキャラクター
かきりん

1. 施設利用について

1. 施設とは、瑞穂市立瑞穂市民センター、瑞穂市巣南公民館、瑞穂市体育施設、及び瑞穂市立学校体育施設をいいます。
2. 利用について
施設は公民館事業、社会体育事業又は学校教育に支障のない場合に限り、その全部又は一部を目的外に利用することができます。
(瑞穂市公民館条例第 3 条・瑞穂市体育施設条例第 4 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例第 2・4 条)
3. 許可について
施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください。
(瑞穂市公民館条例第 5 条・瑞穂市体育施設条例第 5 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例第 5 条)
4. 使用料について
利用の許可を受けた者は、利用前に使用料を納付してください。
(瑞穂市公民館条例第 10 条及び同施行規則第 7 条・瑞穂市体育施設条例第 10 条及び同施行規則第 10 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例第 10 条及び同施行規則第 11 条)
※使用料については、P14～P18 までの料金表のとおりです。
5. 原状回復について
利用者は、施設の利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状復帰してください。
(瑞穂市公民館条例第 14 条・瑞穂市体育施設条例第 13 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例第 13 条)
6. 利用団体の登録について
継続的に利用しようとする団体は、教育委員会に利用団体登録申請書を提出し登録してください。ただし、テニスコート等の個人利用可能な施設の利用はこの限りではありません。
利用団体は、成人の責任者を有し、10 人以上で構成される団体にあつてはその構成員の 3 割以上が市内在住・在勤又は在学者であるものとし、5 人以上 10 人未満で構成される団体にあつては、3 分の 2 以上の成人が市内在住・在勤又は在学者で構成されているものとします。
利用団体は、年度途中に代表者や構成員など登録内容の変更があつた場合、速やかにその旨を届け出てください。
(瑞穂市公民館条例施行規則第 4 条・瑞穂市体育施設条例施行規則第 7 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則第 8 条)
登録申請は市民センター及び巣南公民館事務室で受付を行ないますので、登録申請時に代表者の身分証明証の提示してください。
7. 休館日について
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは休館です。
(瑞穂市公民館条例施行規則第 3 条・瑞穂市体育施設条例施行規則第 4 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則第 3 条)
8. 利用時間について
公民館及び体育施設の利用時間を 2 分の 1 に分割して利用することができます。この場合、使用料金は 2 分の 1 となります。
(瑞穂市公民館条例第 10 条・瑞穂市体育施設条例第 10 条・瑞穂市立学校体育施設開放条例第 10 条)

2. 申請から利用までの流れ

1. 申請から使用料納付まで

①申請書の提出 (施設利用許可申請書)	(登録) - 施設を継続的に利用しようとする団体は、事前に「利用団体登録申請書」を市民センター又は巣南公民館に提出してください。 (申し込み) - 申請書に必要な事項を記入してください。(1 ヶ月分の利用日時が記入できます。) - 申請書は、市民センター、巣南公民館に置いてあります。瑞穂市公式ホームページからダウンロードすることもできます。 様式 (P23~25) に添付 - 申請書は、利用月の前々月の 11 日から前月の 10 日の間に市民センター又は巣南公民館に提出してください。
------------------------	---



②申請書の受理	- 市民センター、巣南公民館で受付た申請書は、生涯学習課で受理します。 - 受理された申請書に基づき、毎月 10 日の締切り後に利用調整(割り振り)を行います。 11 日以後の申請は、利用予定のない施設について、先着順に受付を行います。なお、毎月 11 日~20 日は調整期間であり、即時許可ではありません。申請時において利用予定がない場合でも、許可とならない場合がありますのでご理解ください。
---------	---



③利用許可	- 利用月の前月 20 日ごろ(調整後)に、利用許可書と納付書を発送します。(P28) - 許可書は、最低 1 ヶ月保管してください。 - 不許可の場合は、使用料金欄に不許可と表示してあります。(P28)
-------	--

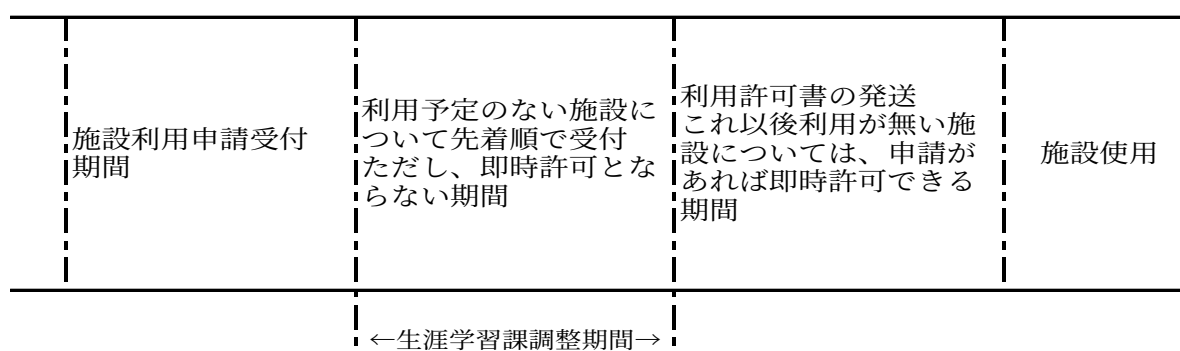


④使用料の納付	使用料の納付は、納付書に記載の最寄りの金融機関、市民センター又は巣南公民館の窓口にて、当月の初回利用日の前日までにお納めください。納付が確認できない場合、施設の貸出しを行いません。納付印の押された納付後の半券を大切に保管してください。
---------	---

2. 利用について

当日の利用方法	・ 利用許可書を持参してください。前日までに使用料の納付が行われていない場合は、その場で納付してください。 ・ 瑞穂市公民館条例施行規則、瑞穂市体育施設条例施行規則、瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則及び施設管理人の指示に従って利用してください。 ・ 利用後は施設の点検をしていただき「施設利用報告書」に必要事項を記入のうえ、市民センター又は巣南公民館窓口提出してください。
---------	--

※利用申請から許可までの流れは、下図のとおりです。



3. 施設利用の取り消しについて

利用の許可を受けた者が施設の利用を取り消す場合は利用日前日までに速やかに行ってください。しかし、雨等の天候不順の場合は、利用日当日の 21 時 30 分までに施設利用取消届出書 (P27) を市民センター事務所 F A X (327-0477) 又は巣南公民館事務所 F A X (322-6278) まで直接提出又は F A X にて送信願います (電話での取り消しの受付は行いません)。

なお、天候不順による理由以外の利用日当日の取り消しは、使用料の還付ができません。

4. 緊急時等の施設利用の制限について

以下の場合、利用許可書の交付後であっても、公民館や体育施設が利用できなくなります。

- ・ 地震などによる大規模災害が発生した場合
- ・ 気象上の警報が発令され防災準備が必要な場合
- ・ 利用者の安全確保が必要な場合
- ・ 選挙管理委員会の実施する選挙の投票日となった場合
- ・ 緊急を要する施設工事等を実施する場合
- ・ その他、教育委員会が必要と認める場合

このような場合、利用者の代表者へ連絡しますので利用者等への周知をお願いします。また、天候不順の場合と同様に施設利用取消届出書を市民センター事務所又は巣南公民館事務所まで直接提出又は F A X にて送信願います。

5. 施設利用受付期間前の施設の予約について

市民センター・巣南公民館・社会体育施設、学校開放体育施設を、広範囲に周知、ポスター、チラシ等が必要な大会等で利用する場合は、利用予定日の6ヶ月前から『優先予約』として受付を行います。その際、大会等の資料の提出をお願いします。また、必要に応じて説明を求めることがあります。詳しくは、生涯学習課にお尋ねください。

なお、学校開放体育施設を利用したい場合は、仮予約申請をする前に利用する小中学校へ利用の許可を得てください。

※許可決定は、通常申請と同じ利用月の前月20日頃となります。

6. 大会等の予備日の取扱いについて

大会等で事前の施設利用申請で予備日を予約し、大会を予定通りに実施できた場合は、他の希望する団体が利用できるよう当日中に予備日の予約を全て取り消し願います。

取り消さずに別の大会を実施したり、練習に充てたりしないでください。

7. 家庭の日（第3日曜日）の施設利用の制限について

岐阜県では、明るく豊かな家庭づくりや青少年の健全育成を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うことのできる環境づくりを図っています。

「心豊かで明るい家庭づくり」の環境整備を推進するため、家庭の日においては、中学校の部活動・スポーツ少年団・中学生以下の子どもが加入するスポーツクラブ、団体等への開放（貸出し）は次の場合を除き行わないこととします。

- ・大人のみが加入する団体の利用
- ・子ども会行事としての利用
- ・自治会や地域でのイベント等での利用

なお、家庭の日の施設利用の申請にあたっては、全ての団体に上記に該当するかどうかの確認書類（P29）の提出をお願いします。

8. 長期休暇期間中の学校体育施設の貸出しについて

平日の昼間の学校体育施設の貸出しは行っておりません。

長期休暇期間（※）中の平日の昼間に学校体育施設の貸出しを希望される団体は、当該の小・中学校の許可を得た上で直接打ち合わせていただき、鍵の貸出しも学校から受けてください。

※長期休暇期間とは、瑞穂市立小中学校管理規則第4条の2の2に規定する「授業を行わない日」のうち、「夏季休業日（7月21日から8月31日まで）」「冬季休業日（12月27日から翌年1月6日まで）」「学年末及び学年始休業日（3月27日から4月6日まで）」の期間をいいます。

3. 施設の管理・運営について

1. 市民センター・巢南公民館の窓口（以下、「各窓口」という。）業務は、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社へ委託しています。
2. 穂積地区の施設は市民センター、巢南地区の施設については巢南公民館にて管理しています。
3. 各施設の鍵は、利用開始時間の 15 分程度前から貸出しいたします。
施設利用終了後、速やかに鍵を返却してください。
4. 市民センター及び巢南公民館は、21 時 55 分まで業務を行っています。
夜間利用者もそれに間に合うように返却願います。
5. 早朝利用の鍵の貸出しについては、事前に生涯学習課へご連絡ください。

4. 施設の利用にあたっての共通注意事項

1. 市民センター・巢南公民館の事務室への入室は、原則として禁止します。ただし、備品の貸出し・後片づけは、係員と一緒にお願いします。
2. 各施設の利用の区分は、早朝(6:30~8:30)・午前(9:00~12:30)・午後(13:00~17:00)・夜間(18:00~21:30)・全日の 5 区分です。この区分以外の時間帯は、利用者（団体）の入れ替え時間や施設の点検時間となります。ただし、早朝及び夜間の利用ができない施設があります。（各施設の利用区分は P14~22）
3. 許可を受けた利用時間内で準備・活動・後片付けをおこなってください。
4. 施設にて、営利を伴う事業をおこなうことは社会教育法及び関係条例により許可できません。入場料等（参加費・資料代を含む）を徴収する事業や物販を伴う事業を行いたい場合は、営利を伴わないことを確認する必要がありますので、利用申請書提出前に生涯学習課と協議してください。
5. 市民センター及び巢南公民館での施設使用料の納付受付は、21 時までとします。
6. 利用者は、利用前に「鍵」と「利用報告書」を受け取り開錠し、利用中は鍵の紛失がないよう保管ください。
利用後は、施設の整理整頓（利用した机・椅子等の備品）・清掃をし、照明・冷暖房・戸締りの確認をし、利用後速やかに報告書を記入の上、鍵と報告書を市民センター又は巢南公民館に提出してください。（報告書は必ず全団体が記入してください。鍵のない施設を利用された場合も報告書は提出してください。）
※一施設を複数の団体が利用する場合、互いに話し合い最終利用者が鍵を返却してください。
7. 施設、備品の破損・異常に気がついた場合は、利用報告書に記載してください。施設、備品を破損させた場合は、原則として利用団体が弁償するものとします。
8. 市民センターと巢南公民館にのみ喫煙室があります。それ以外の場所は駐車場も含め全て禁煙です。
9. 施設内での飲酒は禁止です
10. サッカー・フットサル場としての利用が認められていない屋内施設での、**サッカー・フットサル・ボールを蹴るドリブル練習を含めてボールを蹴る行為は禁止です。**

5. 社会教育施設の利用にあたっての注意事項

1. 巢南公民館は土足禁止です。玄関で備え付けのスリッパや上履きに履き替えてご利用ください。靴は各自下駄箱に収納してください。
2. 調理室は、ガス元栓を『止』にし消火を必ず確認してください。
ガス使用中は、コンロに必ず1人ついていてください。
3. 調理室でホットプレートを使用する場合、事務室に申し出てください。

6. 社会体育施設の利用にあたっての注意事項

1. 路上や他の施設の駐車場又は堤防上には絶対に駐車しないでください（穂積グラウンド・糸貫川運動公園・糸貫川グラウンド等）。また、許可を受けていない施設に自動車等を置いて、対外試合等に出かけないようにしてください。
2. 施錠してある各社会体育施設は、施設利用後に必ず施錠してください。（鍵を無くされた場合、及び故意に破損・紛失した場合は弁償していただきます。）
3. 体育館球技場にラインテープ等で補助線を引くことは止めてください。

7. 学校体育施設の利用にあたっての注意事項

学校体育施設は、授業や部活動をはじめとした学校の支障のない時間帯を市民に対し開放いたしております。そのため、児童生徒の教育的視点から他の体育施設より利用方法が厳しくなっております。ご理解をいただいた上でのご利用をお願いします。

1. 施設の鍵の貸し借り及び返却は、原則として利用責任者で行ってください。なお、防犯上利用終了後は施設（駐車場を含む）から、速やかに退出してください。（特に夜間）
2. 利用の区分は、施設の利用にあたっての共通注意事項（P5）に記載の時間に基づきますが、6・7月の中学校の施設については、部活動の都合上、平日の夜間は19:00からの貸出しとなっています。また、9月についても部活動が18:00近くまで活動していますので、生徒の下校時刻と重なる場合があります。下校する生徒等に十分に注意してください。
3. 学校敷地内（体育館・駐車場も含む）及びグラウンド敷地内は全て禁煙です。
4. 屋内体育施設での飲食は禁止です。屋外体育施設や駐車場等で飲食された場合は、ごみを必ず持ち帰ってください。
5. 中学校の剣道場及び柔道場は、武道以外の利用はできません。また、利用される場合は裸足でご利用願います。
6. 小・中学校の体育施設にラインテープ等で補助線を引くことは止めてください。
7. 自動車や自転車は決められた場所に置いてください。穂積中学校体育館入口西ピロティ及び校舎玄関前は、教材運搬車両や緊急車両が出入りしますので駐停車禁止です。
ご利用時間によって生徒の下校時間と重なる場合がありますので、十分注意して駐車してください。

8. 利用後は、後片づけを確実にし、清掃・器具（特にネットなど）の整頓をお願いします。（必ず、トンボかけまたはモップかけを行ってください。）
各施設のサッカーゴール、穂積北中学校グラウンドのベンチを移動した場合は、必ず元の位置に戻してください。特に、穂積北中学校サッカーゴールは杭で固定願います。
9. ステージや器具庫内で遊ぶことは大変危険ですとお止めください。また、社会体育で使用するもの以外の学校備品は、利用しないでください。
10. 屋内体育施設の玄関は複数の方が利用されますので、靴は整然と並べてください。
11. 靴、タオル等の私物は必ず持ち帰ってください。

※ 施設等においての注意事項等を守られない場合、および使用料金の未納がある場合は、翌月からの利用中止や、すでに許可通知書を発行している場合でも利用をお断りする場合があります。

8. 平成30年度施設工事について

平成30年度は、施設利用に関わる施設工事は予定されておりません。
ただし、臨時で工事を行う場合もありますので、ご了承ください。

9. 平成30年度瑞穂市小中学校土曜授業について

市内各小中学校にて土曜授業が実施されますので下記の日程については学校施設の貸出しが行えません。ご理解の程よろしくお願いします。

土曜授業日時

5月12日（土）午前中のみ
6月2日（土）午前中のみ
10月27日（土）午前中のみ
11月17日（土）午前中のみ
12月15日（土）午前中のみ

10. 使用料の還付について

＜使用料の還付請求書は、市民センター・巢南公民館、生涯学習課及び瑞穂市ホームページ内申請書一覧にあります。＞

利用日の前日までに施設利用取消届出書（P27）を提出した場合

- ・利用者の責によらない事由（天候不順など）により当日利用できなかった場合以外の当日取り消しは、還付しません。
- ・取り消しは市民センター又は巢南公民館へ施設利用取消届出書を提出してください。

以上の事由に該当する場合は、還付請求書（P10）を提出してください。
（還付請求書の提出がない場合、還付しません。）

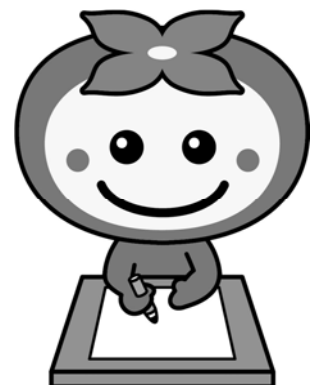
お願い

- ・取り消しされた日の翌月中に、その都度請求してください。
- ・口座名義人等は必ず明確にご記入ください。
- ・該当分の納付がされていることを確認してください。
- ・還付振込先の口座登録について

別紙（P11）の口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票を提出していただければ、還付請求書（P10）の還付金振込先金融機関の欄への記入の必要はありません。（口座登録有りに○を）債権者と口座名義人が違う場合は、委任状（P12）の記入をお願いします。

名義変更等により登録済みの口座を変更される場合は、速やかに変更の書類（P11）を提出してください。

- ・団体名や利用施設等記入漏れが多く見られますので、確実にご記入ください。



施設使用料還付請求書

記入例

管理システム	
収入日	
処理日	
調定日	

(申請日 平成 30 年 5 月 10 日)

団体番号 00000
 団体名 市民センターズ
 郵便番号 〒501-0222
 代表者住所 瑞穂市別府 1300-3
 代表者氏名 瑞穂 太郎
 連絡先 (058) 327-8448



下記の通り還付請求いたします。

使用予定施設	穂積グラウンド 南面				
請求理由	1.天候のため(雨など) [屋外施設のみ] 2.施設の状態不良 3.事前取消				
使用予定日時 (使用しなかった日)	30 年 4 月 2 日 (日)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分	還付理由	許可番号	*
			1		
	30 年 4 月 9 日 (日)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分	還付理由	許可番号	*
			3		
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	午前 午後	還付理由	許可番号	*
口座登録	有 (登録済みの口座に振り込み)	無 (下記振込先を記入)			
	瑞穂 銀行 瑞穂 支店				
	金庫 組合				
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	1234567	
	ふりがな	しみんせんたーず かいけい しみん はなこ			
還付金振込先 金融機関	口座名義	市民センターズ 会計 市民 花子			

* 収入伝票番号	* 徴収金の収入金額	* 更正額	* 差引過誤納入額

◎ 太線(—)の枠内のみ記入してください。

◎ 振込先金融機関欄は、正確(フリガナ・口座名義となるすべて)に記入してください。

口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票

記入例

平成 30 年 5 月 10 日

(あて先) 瑞穂市長
 瑞穂市から受領する代金は、下記により支払いされますよう依頼します。
 なお、記載内容を変更しない限り下記の内容の通りお支払いください。

(個人番号)

種別及び適用日 該当する種別に○を付けてください 適用日は必ず記入してください	○	新規	平成 30 年 5 月 10 日
		名称または住所 変更	平成 年 月 日
		振込先変更	平成 年 月 日
		廃止	平成 年 月 日

債権者	フリガナ	シミンセンタース
	名 称 (個人名・法人名・団体名)	市民センタース
	代 表 者 名 (※団体の場合必ず記入してください)	瑞穂 太郎
	生 年 月 日 (※個人の場合必ず記入してください)	大正 昭和 平成 年 月 日
	住 所	〒501-0222 瑞穂市別府 1300-3 (方書)

振込先	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	瑞穂		○銀行 農協		信用金庫 信用組合		瑞穂		本店 ○支店		出張所
		○普通 納税	当座 貯蓄	口座番号		1	2	3	4	5	6	7
	ゆうちょ銀行	記 号				番 号						
	フリガナ	シミンセンタース カイケイ シミン ハナコ										
口座名義人	市民センタース 会計 市民 花子											

- (注意事項)
1. 口座名義人のフリガナ欄は、必ず振込通帳と一字一句間違いのないように記入してください。
 2. 新規で、適用日の記入のない場合は請求年度の4月1日とします。
- (備考)
1. この様式の文言により難しいときは、適宜の文言とすることができる。

取扱課	管理者	課 長
課		

委 任 状

記入例

私は、市民 花子 様を代理人と定め、瑞穂市から受ける
施設使用料における還付金
の受領に関わる一切のことを委任します。

平成 30 年 5 月 10 日

住 所 瑞穂市別府 1300-3

(委任者) 市民センタース

氏 名 瑞穂 太郎



上記代理受領の件承諾します。

平成 30 年 5 月 10 日

住 所 瑞穂市別府 1288

(受任者)

氏 名 市民 花子



瑞穂市長 棚橋 敏明 様

14. 公民館・体育施設・学校体育施設開放期間一覧

公民館	早朝	午前	午後	夜間
市民センター（穂積公民館）	×	○	○	○
巢南公民館	×	○	○	○

体育施設

市民センター（市体育館）		×	○	○	○
穂積グラウンド		○	○	○	○（南面のみ）
穂積第2グラウンド		○	○	○	×
糸貫川運動公園		○	○	○	○
糸貫川グラウンド		○	○	○	×
五六川グラウンド		○	○	○	×
生津スポーツ広場	グラウンド	○	○	○	×
	テニスコート	×	○	○	○
巢南グラウンド		○	○	○	○
中ふれあい広場	グラウンド	○	○	○	×
中ふれあい広場	テニスコート	○	○	○	×
西ふれあい広場	グラウンド	○	○	○	×
弓道場		○（団体のみ）	○	○	○

学校体育施設

穂積中学校	運動場	●	●	●	○
	体育館	●	●	●	○
	柔道場	●	●	●	○
	剣道場	●	●	●	○
	卓球場	●	●	●	○
穂積北中学校	運動場	●	●	●	○
	体育館	●	●	●	○
	柔道場	●	●	●	○
	剣道場	●	●	●	○
巢南中学校	運動場	●	●	●	○
	体育館	●	●	●	○
	柔道場	●	●	●	○
	剣道場	●	●	●	○
	卓球場	●	●	●	○
	ミーティング室	●	●	●	○
各小学校	体育館	●	●	●	○
	ミーティング室(※)	●	●	●	○
	運動場	●	●	●	×

凡例：○→利用できます

●→土曜日、日曜日、祝日のみ利用できます

×→利用できません

※ 小学校のミーティング室は、穂積・本田・牛牧小学校のみ利用できます。

※ 各中学校施設は、6・7月の期間は夜間の開放開始を19時からとさせていただきます。
19時からの利用をする場合でも該当する金額の区分（18:00～）を適用します。

※ 全施設12月29日から翌年1月3日の期間は利用できません。

15. 施設使用料金一覧（市民センター・巢南公民館）

		使用料(円)				
		早朝	午前	午後	夜間	全日
		6:30～8:30	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
市民センター	大ホール(全面)	—	5,800	5,800	6,900	18,500
	大ホール(半面・ステージなし)	—	2,900	2,900	3,500	9,300
	大ホール(半面・ステージあり)	—	3,500	3,500	4,200	11,200
	大和室	—	1,200	1,200	1,400	3,800
	第1会議室	—	600	600	700	1,900
	第2会議室	—	600	600	700	1,900
	第3会議室	—	600	600	700	1,900
	第4会議室	—	600	600	700	1,900
	第1修養室	—	600	600	700	1,900
	第2修養室	—	600	600	700	1,900
	第3修養室	—	300	300	400	1,000
	調理室	—	1,200	1,200	1,200	3,600
巢南公民館	多目的ホール(全面)	—	5,800	5,800	6,900	18,500
	多目的ホール(半面・ステージなし)	—	2,900	2,900	3,500	9,300
	多目的ホール(半面・ステージあり)	—	3,500	3,500	4,200	11,200
	第1講義室	—	600	600	700	1,900
	第2講義室	—	600	600	700	1,900
	ふれあいホール	—	2,900	2,900	3,500	9,300
	第1研修室	—	600	600	700	1,900
	第2研修室	—	600	600	700	1,900
	和室研修室1	—	600	600	700	1,900
	和室研修室2	—	600	600	700	1,900
	調理室	—	1,200	1,200	1,200	3,600

〈備考〉

※ 冷暖房稼動期間（4月以外）は、使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(社会体育施設)

			使用料(円)				
			早朝	午前	午後	夜間	全日
			6:30～8:30	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
市民センター (市体育館)	球技場	全面	—	1,200	1,200	1,500	3,900
	球技場	半面	—	600	600	800	2,000
	柔道場		—	600	600	800	2,000
	剣道場(卓球場)		—	600	600	800	2,000
	卓球台個人利用	1 台	—	230	230	230	—
	サーキットトレーニング室	1 人	—	1 回 100			—
穂積グラウンド		半面	900	1,700	1,700	3,500	7,800
穂積第 2 グラウンド		1 面	900	1,700	1,700		4,300
糸貫川運動公園		1 面	900	1,700	1,700	3,500	7,800
糸貫川グラウンド		全面	900	1,700	1,700	—	4,300
五六川グラウンド		1 面	900	1,700	1,700	—	4,300
生津スポーツ広場	グラウンド	全面	1,900	3,900	3,900	—	9,700
		半面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
	テニスコート (休日)	1 面	—	1,300	1,300	3,100	5,700
	テニスコート (平日)	1 面	—	900	900	3,100	4,900
巢南グラウンド		1 面	900	1,700	1,700	3,500	7,800

			使用料(円)				
			早朝	午前	午後	夜間	全日
			6:30～8:30	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
中ふれあい広場	グラウンド	1 面	900	1,700	1,700	—	4,300
	テニスコート (休日)	1 面	—	1,200	1,200	—	2,400
	テニスコート (平日)	1 面	—	800	800	—	1,600
西ふれあい広場		1 面	900	1,700	1,700	—	4,300
弓道場	団体利用		900	900	900	1,200	3,900
	個人利用		—	110	110	110	—

<備考>

※ 市内在住者、在勤者又は在学者以外の方が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の 2 倍の額とします。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート
- (4) 瑞穂市中ふれあい広場テニスコート
- (5) 瑞穂市弓道場

※ 体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、下記のように利用時間帯を 2 分の 1 に分割して利用することができます。

(午前①9:00～10:45 午前②10:45～12:30 午後①13:00～15:00 午後②15:00～17:00 夜間①18:00～19:45 夜間②19:45～21:30)

この場合において、使用料は、当該使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とします。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市弓道場の個人利用

※ この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいいます。

(学校体育施設)

			使用料(円)				
			早朝	午前	午後	夜間	全日
			6:30～8:30	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
穂積中学校	運動場		300	600	600	3,500	5,000
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		片面	300	600	600	800	2,300
	柔道場		300	600	600	800	2,300
	剣道場		300	600	600	800	2,300
	卓球場		300	600	600	800	2,300
穂積北中学校	運動場		300	600	600	3,500	5,000
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		片面	300	600	600	800	2,300
	柔道場		300	600	600	800	2,300
	剣道場		300	600	600	800	2,300
巢南中学校	運動場		300	600	600	3,500	5,000
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		片面	300	600	600	800	2,300
	柔道場		300	600	600	800	2,300
	剣道場		300	600	600	800	2,300
	卓球場		300	600	600	800	2,300
	ミーティング室	1 室	300	600	600	700	2,200
穂積小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		片面	300	600	600	800	2,300
	ミーティング室	1 室	300	600	600	700	2,200
本田小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		片面	300	600	600	800	2,300
	ミーティング室	1 室	300	600	600	700	2,200

			使用料(円)				
			早朝	午前	午後	夜間	全日
			6:30～8:30	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
牛牧小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
		半面	300	600	600	800	2,300
	ミーティング室	1 室	300	600	600	700	2,200
生津小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館		300	600	600	800	2,300
南小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館		300	600	600	800	2,300
中小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館		300	600	600	800	2,300
西小学校	運動場		300	600	600	—	1,500
	体育館		300	600	600	800	2,300

<備考>

※ 開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を下記のように2分の1に分割して利用することができます。

(午前①9:00～10:45 午前②10:45～12:30 午後①13:00～15:00 午後②15:00～17:00 夜間①18:00～19:45 夜間②19:45～21:30)

この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とします。

16. 公民館施設一覧

区分	施設名		面積(m ²)	主な設備	主な用途	備考
公民館施設	市民センター (穂積公民館)	大ホール	566.23	ステージ・照明・音響 固定椅子 147 席 パイプ椅子 300 脚	講演・音楽・ダンス・諸発表	
		大和室	144.34	畳 58 畳・座卓 24 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		第 1 会議室	52.59	机 11 卓・椅子 20 脚	会議	
		第 2 会議室	98.33	机 22 卓・椅子 65 脚	会議	
		第 3 会議室	53.09	机 9 卓・椅子 20 脚	会議・創作	
		第 4 会議室	66.96	机 12 卓・椅子 26 脚	会議	
		第 1 修養室	50.31	畳 21 畳・座卓 20 卓	舞踊・将棋・囲碁・茶道	
		第 2 修養室	50.73	畳 21 畳・座卓 5 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		第 3 修養室	28.14	畳 8 畳・座卓 4 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		調理室	102.42	調理台 6 台 椅子 50 脚	調理実習	
		サロン	213.84		作品展示	展示は団体のみ利用可
	巣南公民館	多目的ホール	343.06	ステージ・音響 パイプ椅子 365 脚 机 37 卓	講演・軽スポーツ・ダンス	
		第 1 講義室	37.26	机 10 卓・椅子 20 脚	会議・創作	
		第 2 講義室	36.04	机 10 卓・椅子 25 脚	会議・創作	
		ふれあいホール	132.00	机 17 卓・椅子 94 脚	会議・音楽・ダンス	
		第 1 研修室	59.62	机 16 卓・椅子 46 脚	会議	
		第 2 研修室	34.78	机 4 卓・椅子 8 脚	会議	
		和室研修室 1	59.62	畳 30 畳・座卓 11 卓	舞踊・将棋・囲碁・茶道	
		和室研修室 2	39.74	畳 17.5 畳・座卓 10 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		調理室	59.62	調理台 6 台 椅子 30 脚	調理実習	
		ロビー	73.30		作品展示	展示は団体のみ利用可

17. 社会体育施設一覧

区分	施設名		面積(m ²)	早朝	夜間	主な用途	備考
社会体育施設	市民センター (瑞穂市体育館)	球技場	862.71	×	○	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	
		柔道場	206.90	×	○	柔道・合気武道	
		剣道場(卓球場)	273.37	×	○	剣道・卓球・銃剣道・空手	
		サーキットトレーニング室	91.20	×	○	各種トレーニング機	
	穂積グラウンド		17,739.00	○	○	軟式野球 2面 (北面のみ硬式野球練習可)	
	穂積第2グラウンド		5,305.00	○	×	サッカー(少年用1面)	
	糸貫川運動公園		10,949.00	○	○	ソフトボール 1面 軟式野球(少年用1面)	
	糸貫川グラウンド		8,484.20	○	×	サッカー(少年用1面) ソフトボール 1面	
	五六川グラウンド		8,019.00	○	×	サッカー(少年用1面) ソフトボール 1面	
	生津スポーツ広場	グラウンド	20,361.50	○	×	サッカー(一般用1面 少年用2面) 軟式野球(一般用1面 少年用2面)	
		テニスコート	6,155.80	×	○	オムニコート 8面	
	巢南グラウンド		6,000.00	○	○	サッカー 1面	
	中ふれあい広場	グラウンド	10,290.00	○	×	ソフトボール 1面 軟式野球(少年用1面) サッカー 1面	
		テニスコート	760.00	×	×	オムニコート 1面	
	西ふれあい広場	グラウンド	8,850.00	○	×	軟式野球(少年用1面)	
	弓道場		1,880.00	○	○	弓道(6人立)	早朝は団体のみ 利用可

※ その他、生津スポーツ広場、中ふれあい広場、西ふれあい広場、南ふれあい広場にストリートバスケットボール(ハーフコート)が各1面、南ふれあい広場にゲートボール1面があり、自由に利用することができます。(グラウンド・駐車場等の利用状況によりご利用いただけない場合があります。)

18. 学校開放体育施設一覧

学校開放体育施設

区分	施設名		面積(m ²)	早朝	夜間	利用可能種目	備考
	穂積中学校	運動場	7,864.00	○	○	陸上(球技以外)	
		アリーナ	2,573.00	○	○	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面 ミニテニス 4面	
		柔剣道場	672.72	○	○	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
		卓球場	420.80	○	○	卓球	
	穂積北中学校	運動場	34,513.00	○	○	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 サッカー 1面	
		アリーナ	835.38	○	○	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	
		柔剣道場	633.85	○	○	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
	穂積小学校	運動場	9,000.00	○	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
		アリーナ	832.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	本田小学校	運動場	6,000.00	○	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
		アリーナ	918.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	牛牧小学校	運動場	6,300.00	○	×	軟式野球(少年用1面)	
		アリーナ	947.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	生津小学校	運動場	10,844.00	○	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
アリーナ		670.38	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 2面		

区分	施設名		面積(m ²)	早朝	夜間	利用可能種目	備考
学校開放体育施設	巢南中学校	運動場	12,859.00	○	○	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 サッカー 1面	
		アリーナ	1,260.00	○	○	バレーボール 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	
		柔剣道場	741.00	○	○	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
		卓球場	420.80	○	○	卓球	
	西小学校	運動場	6,820.00	○	×	軟式野球(少年・練習用) サッカー(少年用1面)	
		アリーナ	958.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 2面	
	中小学校	運動場	4,099.00	○	×	サッカー(少年用1面)	
		アリーナ	1,003.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	南小学校	運動場	11,426.00	○	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
		アリーナ	823.00	○	○	バレーボール 2面 バドミントン 2面	

受付 _____ 許可 _____

次のとおり承認する。				入 力		受 付
館 長				月	日	印
						印

公民館利用許可申請書
 (申請日 平成 年 月 日)

公民館長 様

登 録 番 号 _____

団 体 名 _____

申請者 郵便番号 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり公民館の利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては社会教育法、瑞穂市公民館条例及び同施行規則並びに職員の指示を遵守します。

利用施設等の名称	瑞穂市穂積公民館	1 大ホール全面	2 大ホール半面(前・後 ステージ 有・無)				
		3 第1会議室	4 第2会議室	5 第3会議室	6 第4会議室		
		7 第1修養室	8 第2修養室	9 第3修養室			
		10 大和室	11 調理室	12 サロン(東・西)			

利用する附属設備等の名称及び数量 別紙のとおり。

利 用 時 間 平成 年 月 日 () 午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分

利用目的及び行事内容		利用予定人員	人
------------	--	--------	---

NO. _____	発行日	/ /	印	● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。
台帳記入	納入金額	¥	照 合 印	

太線枠内のみ記入してください。

受付 _____ 許可 _____

次のとおり承認する。				入 力		受 付
館 長				月	日	印
						印

公民館利用許可申請書
 (申請日 平成 年 月 日)

公民館長 様

登 録 番 号 _____

団 体 名 _____

申請者 郵便番号 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり公民館の利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては社会教育法、瑞穂市公民館条例及び同施行規則並びに職員の指示を遵守します。

利用施設等の名称	瑞穂市栗南公民館	1 多目的ホール全面	2 多目的ホール半面(前・後 ステージ 有・無)			
		3 第1講義室	4 第2講義室	5 ふれあいホール		
		6 第1研修室	7 第2研修室	8 和室研修室1		
		9 和室研修室2	10 調理室	11 ロビー		

利用する附属設備等の名称及び数量 別紙のとおり。

利 用 時 間 平成 年 月 日 () 午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分

利用目的及び行事内容		利用予定人員	人
------------	--	--------	---

NO. _____	発行日	/ /	印	● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。
台帳記入	納入金額	¥	照 合 印	

太線枠内のみ記入してください。

受付_____ 許可_____

次のとおり承認する。				入 力		受 付	
館 長					月 日	印	
						印	

体育施設利用許可申請書

(申請日 平成 年 月 日)

瑞穂市教育委員会 様

登 録 番 号

団 体 名

申請者

郵 便 番 号

住 所

氏 名

電 話 番 号

〒

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用 施設名	1 体育館球技場 (全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台)	5 穂積グラウンド (北面・南面) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 弓道場(団体・個人)
-----------	--	--	--

利 用 日 時	平成 年 月 日 ()	午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分
---------	--------------	-------------------------

利用目的		利用 人員	競技関係者 人 観 覧 者 人
------	--	----------	--------------------

No.	発行日	/ /	印	減免の有無	
運 絡	納 入 金 額	¥	照 合		● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。
台帳記入			印		

太線枠内のみ記入してください。

受付 _____ 許可 _____

次のとおり承認する。				入 力		受 付	
館 長					月 日	印	印
体育施設利用許可申請書 (申請日 平成 年 月 日)							
瑞穂市教育委員会 様				登録番号			
				団体名			
申請者				郵便番号 千			
				住所			
				氏 名			
				電話番号			
次のとおり利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。							
利 用 施 設 名		1 巣南グラウンド 2 中ふれあい広場グラウンド			3 西ふれあい広場グラウンド 4 中ふれあい広場テニスコート		
利 用 日 時		平成 年 月 日 ()			午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分		
利 用 目 的					利 用 人 員		競技関係者 人 観 覧 者 人
No.		発行日 / /		印		減免の有無 ● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。	
連 絡		納入金額		照 合			
台帳記入		¥		印			

太線枠内のみ記入してください。

受付 _____ 許可 _____

次のとおり承認する。			
館 長		入 力	受 付
		月 日	
		(印)	(印)

学校開放体育施設利用許可申請書

(申請日 平成 年 月 日)

瑞穂市教育委員会 様

登録番号
団 体 名
申請者 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。

利用に際しては社会教育法、瑞穂市立学校体育施設開放条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利 施 設 用 名	穂積中学校(運動場、体育館<全・半面>、柔道場、剣道場、卓球場) 穂積北中学校(運動場、体育館<全・半面>、柔道場、剣道場) 穂積小学校(運動場、体育館<全・半面>、ミーティング室) 本田小学校(運動場、体育館<全・半面>、ミーティング室) 牛牧小学校(運動場、体育館<全・半面>、ミーティング室) 生津小学校(運動場、体育館)		
利 用 申 請 日	平成 年 月 日 ()	午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分	
利用目的及び行事内容		利用 予定 人員	人
No.	発行日 / /	(印)	● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。
連絡	納入金額	照 合	
台帳記入	¥	(印)	

太線枠内のみ記入してください。

受付 _____ 許可 _____

次のとおり承認する。			
館 長		入 力	受 付
		月 日	
		(印)	(印)

学校開放体育施設利用許可申請書

(申請日 平成 年 月 日)

瑞穂市教育委員会 様

登録番号
団 体 名
申請者 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。

利用に際しては社会教育法、瑞穂市立学校体育施設開放条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利 施 設 用 名	巣南中学校(運動場、体育館<全・半面>、柔道場、剣道場、卓球場、ミーティング室) 南小学校 (運動場、体育館) 中小学校 (運動場、体育館) 西小学校 (運動場、体育館)		
利 用 申 請 日	平成 年 月 日 ()	午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分	
利用目的及び行事内容		利用 予定 人員	人
No.	発行日 / /	(印)	● 使用料は、利用前に納入しなければならない。 ● 利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は使用料の返還をする。
連絡	納入金額	照 合	
台帳記入	¥	(印)	

太線枠内のみ記入してください。

決 裁	課 長	課長補佐	担 当	ホームページ用

平成 年 月 日

瑞穂市長様
(市民センター・巣南公民館・その他)

団 体 名
申請者住所
氏 名
電話番号 () -

社会教育・体育備品借用申請書

このたび、下記のように備品を使用したいので申請いたします。

記

借用目的				
借用品名	借用物品	数量	借用品名	数量
使用場所				
借用期間	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()			
使用日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
返却日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
使用対象者				
備考	・使用後はすみやかに返却します。 ・紛失・損傷した場合は弁償します。			

施設利用取消申請書

記入例

申請受付日 平成 30年 4月 5日

受付番号 5299 許可番号 9999

太線の枠内のみご記入ください

団体名 (個人名)	市民センタース 申請者 市民 花子 連絡先 058-327-2117		
施設名	穂積グラウンド		
使用日	使用時間		
4月 9日 (土)	午前・午後	9:00 ~ 午前・午後	5:00
4月 23日 (土)	午前・午後	9:00 ~ 午前・午後	5:00
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
取消理由	都合が悪くなったため。		

連絡	台帳	照合	処理	受付
印	印	印	平成 年 月 日 印	印

施設利用取消申請書

申請受付日 平成 年 月 日

受付番号 許可番号

太線の枠内のみご記入ください

団体名 (個人名)	申請者 連絡先		
施設名			
使用日	使用時間		
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
月 日 ()	午前・午後	: ~ 午前・午後	:
取消理由			

連絡	台帳	照合	処理	受付
印	印	印	平成 年 月 日 印	印

平成 30 年 1 月 20 日

学校開放体育施設利用許可 (不許可) 通知書

登録番号 0000
団体名 市民センタース

郵便番号 501-0222

申請者住所 岐阜県瑞穂市別府 1300-1
氏名 瑞穂 太郎

次のとおり通知します。

瑞穂市体育施設長



利用申請年月日	利用施設名	時間	使用料 (円)
1 平成30年2月6日(火)	牛牧小学校・体育館半面1	19:45~21:30	変更
2 平成30年2月6日(火)	牛牧小学校・体育館半面2	19:45~21:30	400
3 平成30年2月13日(火)	牛牧小学校・体育館半面1	19:45~21:30	変更
4 平成30年2月13日(火)	牛牧小学校・体育館半面2	19:45~21:30	取消
5 平成30年2月20日(火)	牛牧小学校・体育館半面1	19:45~21:30	変更
6 平成30年2月20日(火)	牛牧小学校・体育館半面2	19:45~21:30	400
7 平成30年2月27日(火)	牛牧小学校・体育館半面1	19:45~21:30	不許可
加算料金合計額 0 円 使用料金合計額 1,200 円			
利用の条件 1 瑞穂市立学校体育施設開放条件並びに同条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、清掃、現状復帰等はすべて利用者が行ってください。 3 使用料は利用前に納入してください。 4 利用者の責めによらない事由又は利用日の前日までに利用許可を取り消したときは、使用料を返還します。			
※ 摘要			

1/1

1614(2017)

00579

納入通知書 (納付書) 兼領収証書

(納入場所)
瑞穂市役所大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
岐阜商工信用組合
ぎふ農業協同組合
三菱東京UFJ銀行
西美濃農業協同組合

上記の本店、支店等

納期限までに使用料を納付されない場合には、督促状を發しますが、その場合、督促手数料 (200 円) が課せられます。また、延滞金を納めていただく場合があります。

年度	平成29年度 現年
会計	01 一般会計
所属	000301 教育委員会生涯学習課
款 項 目 節 細節 付記	12 使用料および手数料 01 使用料 07 教育使用料 04 保健体育使用料 001 体育施設使用料 04 学校開放施設使用料 (穂積地区)
納入者住所 氏名	〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1300-1 市民センタース 瑞穂 太郎 様
金額	¥ 1,200円
摘要	2月分 2058
納期限	平成 30 年 2 月 5 日
上記のとおり納入してください。	
平成 30 年 1 月 20 日	領収日付印
瑞穂市長 棚橋 敏明	
上記の金額を領収しました。 領収書は大切に保管してください。	

岐阜県瑞穂市

(納入者用)

領収済通知書

年度	平成29年度 現年
会計	01 一般会計
所属	000301 教育委員会生涯学習課
款 項 目 節 細節 付記	12 使用料および手数料 01 使用料 07 教育使用料 04 保健体育使用料 001 体育施設使用料 04 学校開放施設使用料 (穂積地区)
納入者住所 氏名	〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1300-1 市民センタース 瑞穂 太郎 納
金額	¥ 1,200円
摘要	2月分 2058
納期限	平成 30 年 2 月 5 日
上記の金額を収納しましたから通知します。	
瑞穂市会計管理者 様	

岐阜県瑞穂市

212164

受付番号 1614(2017)

課長	課長補佐	合 議	担当

「家庭の日」（第3日曜日）の施設利用に関して申請依頼がありましたので、許可・不許可としてよろしいかお伺いいたします。

利用団体名	市民センターズ
-------	---------

「家庭の日」（第3日曜日）の体育施設の利用について

「心豊かで明るい家庭づくり」を推進するため、毎月第3日曜日である「家庭の日」に、中学校の部活動（クラブ活動含む）、スポーツ少年団、中学生以下の子どもが加入するスポーツクラブ等への開放（貸出）は原則行っていません。

お手数ですが次の項目に（はい／いいえ）で答えていただき申請をお願いします。

※平成29年8月より実施

- | | |
|------------------------|--------|
| ・ 大人のみが加入する団体の利用ですか。 | はい・いいえ |
| ・ 子ども会行事としての利用ですか。 | はい・いいえ |
| ・ 自治会や地域でのイベント等での利用ですか | はい・いいえ |

（生涯学習課記入欄）

許可	不許可

24. 瑞穂市教育支援センターの利用について

＜教育支援センターの概要＞

瑞穂市教育支援センターとは、市の教育に関する調査及び研究、教職員の研修、教育情報の提供、教育相談並びに社会教育の振興を図るために旧瑞穂市学校給食巣南共同調理場を改修した施設です。主に市内教職員の研修や、児童生徒の活動の場として活用しますが、利用しない時間を市民の皆様の文化活動等の場として貸出しします。

＜鍵の受け渡し場所＞ 巣南公民館窓口

＜貸出しできる部屋の概要＞

部屋名	面積	収容可能人数(会議の場合)	主な用途
ホール	249.1 m ²	200 人	会議、吹奏楽、ダンス
大会議室	77.03 m ²	48 人	会議、吹奏楽
小会議室	31.84 m ²	16 人	会議、吹奏楽

＜休館日＞ 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

＜使用料および貸出し時間＞

区分	使用料(円)			
	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	
ホール	2,900	2,900	3,500	9,300
大会議室	600	600	700	1,900
小会議室	300	300	400	1,000

※冷暖房稼働期間は、使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算する。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

※施設等の利用に当たっては、利用時間帯を 2 分の 1 に分割して利用することができるものとする。(午前①9:00～10:45 午前②10:45～12:30 午後①13:00～15:00 午後②15:00～17:00 夜間①18:00～19:45 夜間②19:45～21:30) この場合において、使用料は、当該使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

＜問い合わせ先＞ 学校教育課 058-327-2116

＜場所＞ 瑞穂市宮田 375 番地



＜利用許可申請書＞

様式第 2 号 (第 6 条関係)

次のとおり承認する。		受付		許可	
教育支援センター利用許可申請書 (申請日 年 月 日)					
瑞穂市教育委員会 様					
登録番号					
団体名					
申請者					
郵便番号					
住所					
氏名					
電話番号					
次のとおり施設の利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては社会教育法、瑞穂市教育支援センター条例及び同条例施行規則並びに職員の指示を遵守します。					
利用施設名					
利用する附属設備等の名称及び数量					
利用日時					
利用目的及び行事内容				利用予定 人	員
No.	発行日				
連絡	納入金額	照合			
台帳記入					

太枠内のみ記入してください。

平成31年度より、
施設予約システムが変更になります。

詳細は、平成30年度の
施設利用説明会にて説明しますので、
必ず出席いただきますようお願いします。